

環境調和

フィールド2 環境調和

フィールド2：環境調和

～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～

施策

基本計画

2-1. 地球環境の保全

地球環境に配慮したライフスタイルをつくります

1. 地球温暖化防止対策の推進
2. 地球環境問題の意識啓発の充実
3. 環境学習・環境教育の推進

2-2. 生活環境の保全

自然を大切にし、共に暮らします

1. 環境監視と連絡体制の充実
2. 環境保全の推進と意識啓発の充実
3. 公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進
4. 葬祭施設等の適正な管理の推進

2-3. ごみ減量の推進

限りある資源を循環させます

1. ごみの減量と3Rの推進
2. 地域環境美化活動の推進
3. 廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進

2-4. 下水道施設の整備

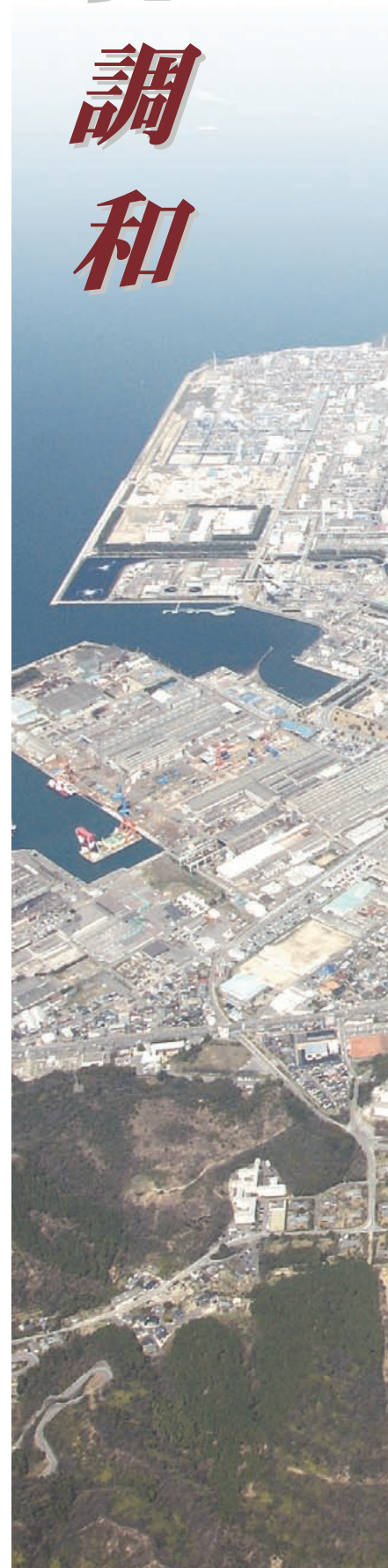
快適で安全な生活環境を整備します

1. 下水道普及率の向上
2. 下水道施設の維持管理・改築更新
3. 防災の充実
4. 潤いのある水辺空間の創出

2-5. 安心で安全な水道事業の推進

安心で安全な水を安定供給します

1. 安心で安全な給水の確保
2. 上水道の安定供給
3. 水道事業の経営基盤の強化
4. 工業用水道の安定供給
5. 工業用水道事業の経営基盤の強化



- 2-2 生活環境の保全
- 2-3 ごみ減量の推進
- 3-1 工業の振興
- 3-3 農業の振興
- 3-4 林業の振興
- 3-7 運輸交通体系の整備
- 5-4 学校教育の充実

望ましい姿 地球環境に配慮したライフスタイルをつくります

取組方針

- ①日常生活や事業活動が原因となる地球温暖化などの影響を認識し、地域でできる地球環境問題への積極的な取組のため、「新居浜市地球高温化対策地域協議会*」を中心に、より多くの市民が参加しやすい環境活動を展開します。
また、省エネルギー対策のほか、太陽エネルギーや新たなエネルギー利用の推進を図ることで、環境負荷が少なく、持続可能なエネルギー利用への転換を進めるとともに、二酸化炭素の抑制や防災面などにおいて効果のある農地の保全等にも努めます。
- ②次の世代を担う子どもたちへ、かけがえのない地球環境を引き継ぐために、様々な情報ネットワークをいかして、必要な情報を提供することにより意識啓発を図るとともに、多様な環境政策の推進と実践に取り組みます。
- ③環境自治体会議*に参加することにより自治体間の情報を共有し、バイオマスタウン構想*などの環境政策事業*を実施するための調査研究を行うとともに、様々な環境学習を実施し、より多くの市民に環境について考える機会を提供します。

現況と課題

- ・地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、市民・事業者・行政が互いに協働して、今できることから取り組まなければならない問題です。国においては、1990年ベースで2020年までに温室効果ガス*を25%削減することを中期目標に設定しています。
本市では、地球温暖化防止を重点目標に掲げていますが、自らの事務事業から排出する温室効果ガスは増加しているため、さらなる排出削減に努めていく必要があります。
- ・市民の自然への関心が高まる中で、多様な生物と身近に接することができる場や機会の提供、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を進める必要があります。
- ・様々な環境学習講座の実施により、一人でも多くの人に環境について考えてもらう機会を提供する必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値(平成 32 年度)
■住宅用太陽光発電施設に対する補助戸数（累計）	110 戸 (平成 21 年度)	1,320 戸
■公的施設における太陽光発電施設設置数	1 基 (平成 21 年度)	30 基

成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値(平成 32 年度)
■市域の温室効果ガス排出量削減	(平成 23 年度 算出予定)	現況値 10%減
■市の事務事業における温室効果ガス排出量	32,775t-CO ₂ (平成 21 年度)	26,540t-CO ₂

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		重点	主な取組内容
2-1-1	地球温暖化防止対策の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメント※の推進 ・環境保全施策の推進 ・地球高温化対策地域協議会活動の推進
2-1-2	地球環境問題の意識啓発の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動に関する市民意識の向上 ・自然との共生事業の推進
2-1-3	環境学習・環境教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に関する学習機会の創出 ・環境自治体会議との連携の推進 ・青少年への環境教育の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	地球温暖化などの環境問題に関して市民へ広報するとともに、環境活動への支援や学習機会の創出を図り、意識啓発に努めます。
市民	多方面における環境活動を行うとともに、様々なアイデアによる情報発信を行い、環境問題に対する意識の向上に努めます。
事業者	専門資格者等による助言や環境活動手法の情報提供などを行います。



▲みどりのカーテン



▲新居浜市地球高温化対策地域協議会

● 個別計画

- ・新居浜市環境基本計画（いにはま環境プラン） 平成 15 年度策定<平成 21 年度見直し>
- ・新居浜市環境保全行動計画 平成 16 年度策定<平成 21 年度見直し>
- ・エコアクションプランにいにはま 平成 16 年度策定<平成 21 年度見直し>
- ・地球温暖化対策地域計画 平成 25 年度策定予定

【関連施策】

- 2-1 地球環境の保全
- 2-3 ごみ減量の推進
- 2-4 下水道施設の整備
- 3-1 工業の振興
- 3-5 水産業の振興
- 3-7 運輸交通体系の整備

望ましい姿 自然を大切に、共に暮らします

取組方針

- ①大気の常時監視と水質の定期調査を継続し、環境の監視と保全に努めます。
- ②悪臭・騒音・振動・野焼き・犬ねこの飼い方等の現状を把握するとともに、意識啓発に努め、より安全で快適な生活環境の維持に努めます。
- ③水質汚濁防止と生活排水対策に取り組み、水環境の保全に努めます。
- ④安定した火葬を実施するため、既存施設の維持管理を強化するとともに、新火葬施設整備計画の策定についても検討します。

現況と課題

- ・従来の事業活動に伴う、大気汚染、水質汚濁などの産業型公害は、公害防止技術の進歩や関係法令の整備・改正等により、改善されてきましたが、自動車の排出ガスや生活排水などの日常生活に起因する生活型公害の比重が大きくなってきています。
本市においては、大気測定局において大気の常時監視を実施していますが、引き続き、監視体制の充実を図るとともに、光化学スモッグ注意報発令時などにおける連絡体制の強化に努めます。
- ・悪臭・騒音・振動・野焼き・犬ねこの飼い方等の苦情が寄せられ、現地調査や解決に向けた取組を実施していますが、より安全で快適な生活環境を確保するため、指導・意識啓発を強化していく必要があります。
- ・市街地の拡大や生活習慣の変化に伴い、農業用水路や側溝への生活雑排水の流入が増加しており、生活排水対策として公共下水道事業の推進と合併処理浄化槽の普及に努めてきましたが、今後においても水洗化の普及啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ・斎場施設については、高身長に対応できる炉が不足しており、現在の施設の適切な維持管理とともに新施設の建設が必要となっています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値(平成 32 年度)
■合併処理浄化槽補助基数	55 基 (平成 21 年度)	60 基
■道路交通騒音調査区間数	5 区間 (平成 21 年度)	5 区間
■事業場排水調査件数	13 件 (平成 21 年度)	16 件

成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値(平成 32 年度)
■合併処理浄化槽の設置率 (人口普及率)	10.1% (平成 21 年度)	15.5%
■道路交通騒音要請限度達成率	100% (平成 21 年度)	100%
■事業場排水基準達成率	100% (平成 21 年度)	100%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
2-2-1 環境監視と連絡体制の充実	○	・大気監視の充実 ・水質監視の充実
2-2-2 環境保全の推進と意識啓発の充実		・環境調査の推進 ・環境問題に対する指導・意識啓発の強化
2-2-3 公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進		・浄化槽設置の推進
2-2-4 葬祭施設等の適正な管理の推進		・斎場等の適正管理の推進 ・墓地、墓園の適正管理の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	公共下水道認可区域外への合併処理浄化槽設置補助及び消毒薬剤の供与により生活環境を保全し、環境調査の実施や意識啓発の広報に努め、環境に関する苦情や環境問題が発生した際の迅速な対応や連絡体制の充実に努めます。
市民	浄化槽保守点検等の実施及び身近な水路の消毒を行い、近隣への配慮や環境意識の高揚に努め、快適な生活環境づくりをします。
事業者	法の遵守、環境保全協定の履行はもとより、より環境に配慮した事業活動や取組に努めます。



▲まち美化ウォーク



▲環境保全協定締結式

● 個別計画

- ・新居浜市環境基本計画（いはいま環境プラン）.....平成 15 年度策定＜平成 21 年度見直し＞
- ・新居浜市環境保全行動計画.....平成 16 年度策定＜平成 21 年度見直し＞
- ・エコアクションプランにいはいま.....平成 16 年度策定＜平成 21 年度見直し＞

ごみ減量の推進

【関連施策】

- 2-1 地球環境の保全
- 2-2 生活環境の保全
- 5-4 学校教育の充実
- 6-6 地域コミュニティの充実

望ましい姿 限りある資源を循環させます

取組方針

- ①全市民参加で、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に努めごみの減量を図り、再資源化（リサイクル）を推進するため、資源ごみ集団回収や、分別収集を継続して実施するとともに、市民、事業者による生ごみ、使用済み食用油、衣類等の資源化、レジ袋削減の取組等を支援します。また、家庭ごみの一部有料化について検討します。
- ②啓発活動を展開し、ポイ捨てや不法投棄を防止してごみのないまちづくりを推進するとともに、空き地の適正管理の指導強化、不法投棄監視体制の強化や、施設管理者による管理強化により、安全で快適な生活環境の維持を図ります。
ごみステーションの管理については、市、自治会、利用者がそれぞれの役割を果たし、適正管理とまちの美化を図るとともに、ルール違反のごみ出しに対する指導体制の整備を行います。また、ごみ分別等のルールが自然と身に付くよう子ども時代からの教育を行います。
- ③廃棄物処理施設の機能維持と延命化を図るため、長寿命化計画に基づく点検整備や維持管理を行います。

現況と課題

- ・本市では、安定的なごみ処理体制維持のため、最終処分場や焼却施設などの計画的な整備を行ってきました。また、平成18年から9種分別収集を実施し、リサイクルの推進を図るとともに、事業ごみの処理手数料の改定、搬入制限を行う等により、ごみ量の削減に取り組んでいます。しかし、平成21年度では一人一日当たり排出量が全国平均より多く、リサイクル率は全国平均より低い現状です。平成21年10月からは、新しいリサイクル施設の整備や新9種分別収集を開始しましたが、循環型社会*形成実現のため、さらに減量とリサイクルを推進することが必要です。
- ・地域環境の美化については、市民による美化活動や、自治会を中心として多くの人の善意でごみステーションの管理、美化が行われる一方、ルール違反のごみの排出、ポイ捨て、不法投棄が絶えません。さらなる美化意識の向上、分別排出の徹底、ポイ捨て・不法投棄防止の対策が必要です。また、農業従事者の減少、核家族化、高齢化などから空き地の雑草等についての苦情が増加しています。
- ・今後も安定的に適正なごみ処理を行うに当たり、廃棄物処理施設の機能整備及び維持のため、施設の計画的な整備が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成32年度）
■生ごみ処理容器等補助基数	385基 （平成21年度）	1,000基
■レジ袋削減キャンペーン数	20回 （平成21年度）	20回
■資源ごみ集団回収登録団体数	192団体 （平成21年度）	300団体

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■ごみ排出量(一人一日当たり)	1,049g (平成21年度)	887g
■リサイクル率	18.2% (平成21年度)	30.0%
■一斉清掃参加者数	16,000人 (平成21年度)	20,000人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
2-3-1 ごみの減量と3Rの推進	○	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集によるごみの適正処理の推進 ・資源ごみ集団回収等によるリサイクルの推進 ・生ごみ処理容器設置補助等によるごみ減量施策の推進 ・家庭ごみ一部有料化の検討 ・生ごみ等のバイオマス利活用構想の策定
2-3-2 地域環境美化活動の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動及び啓発の推進 ・不法投棄防止活動の推進 ・ごみステーションの適正管理の推進
2-3-3 廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進 ・長寿命化計画に基づく整備の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	適正なごみ処理体制を整備するとともに、ごみの発生抑制や減量に関して、市民・事業者の取組を支援し、また啓発や情報提供、環境教育等を行います。
市民	自らがごみの排出者であることを認識するとともに、排出者としての責任を自覚し、循環型社会の構築に向け、3Rに積極的に取り組むとともに、市の施策に積極的に参画、協力します。
事業者	排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、自ら排出するごみの発生を抑制するとともに、ごみ等の適正処理及び資源としての循環の利用など、環境に配慮した事業活動を行うとともに、市の施策に積極的に参画、協力します。

● 個別計画

- ・新居浜市環境基本計画(いはま環境プラン)平成15年度策定<平成21年度見直し>
- ・平成22年度一般廃棄物処理実施計画.....平成21年度策定
- ・第六期新居浜市分別収集計画平成22年度策定
- ・清掃センター精密機能検査・長寿命化計画平成22年度策定

望ましい姿 快適で安全な生活環境を整備します

取組方針

- ① 公共下水道の整備については、合併処理浄化槽等による整備との比較検討を行った上で、全体計画を見直し、効果効率的な整備を進め、普及率の向上を図ります。併せて、公共下水道の整備進捗による汚水流入量の増加に応じた下水処理場の水処理能力の増強を図ります。また、整備後の区域については、融資斡旋制度等の接続工事に関する情報を周知し、水洗化率の向上を図ります。
- ② 施設の効率的な運用や延命化を図るため、下水処理場及び雨水ポンプ場についてはアセットマネジメント*に基づく長寿命化計画の策定を行い、老朽施設の改築更新の平準化を図ります。また、流入水質及び放流水質が基準値内であるかを監視し、流入水質改善のため除害施設の設置について指導・監督に努め、今後の放流水質基準の見直しに対応した高度処理法による水処理施設の整備を進めます。
- ③ 雨水整備工事については長期にわたり多額の費用を要することから、新技術の採用などによる効果的、効率的な整備に努め、浸水対策を進めます。併せて、砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設の整備を促進し、土砂災害の防止に努めます。
- ④ 潤いのある水辺空間の創出を図るため、河川周辺の除草や浚渫*を行い、環境整備・保全に努めます。また県管理河川においては、排水能力の確保を図るため、堆積土砂の撤去について働きかけます。

現況と課題

- ・ 公共水域の保全、また都市環境の向上のため、公共下水道の整備が求められています。また本市の普及率は全国平均より低い状況であることから、効率的に整備を進める必要があります。
- ・ 昭和 55 年 3 月の下水処理場供用開始以降、公共下水道施設の老朽化が進んでおり、安定した水処理を行うためにも、適正な維持管理や老朽施設の改築更新が必要です。
- ・ 平成 16 年度災害以降、浸水対策としての雨水施設や、土石流対策としての砂防施設のより一層の整備が求められており、早急な整備が必要です。
- ・ 市管理河川は 18 水系 130 箇所ありますが、排水能力の確保や環境保全の観点から、適切な管理が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■ 汚水管整備延長（累計）	384km （平成 21 年度）	492 km
■ 雨水管整備延長（累計）	85km （平成 21 年度）	96km
■ 下水処理場処理能力	52,165 m ³ /日 （平成 21 年度）	62,120 m ³ /日

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値(平成 32 年度)
■ 公共下水道普及率	56.2% (平成 21 年度)	69.2%
■ 日最大流入水量	43,331m ³ /日 (平成 21 年度)	53,470 m ³ /日
■ 公共下水道雨水整備面積（累計）	350ha (平成 21 年度)	393ha

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
2-4-1 下水道普及率の向上	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道（汚水）の整備促進 ・ 普及向上の促進 ・ 下水処理場の増設
2-4-2 下水道施設の維持管理・改築更新		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の適正な維持管理 ・ 下水処理場・雨水ポンプ場の長寿命化計画の策定及び改築更新 ・ 重要幹線の耐震化の推進
2-4-3 防災の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道（雨水）の整備促進 ・ 土砂災害の軽減
2-4-4 潤いのある水辺空間の創出		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市管理河川の浚渫・除草 ・ 排水路等の適正な維持管理

● 協働のまちづくりのための取組

行政	水環境における水質保全、浸水及び土砂災害の軽減が図られるよう、施設の整備や適切な維持管理に努めます。
市民	整備された施設や制度を有効に利用しながら、水環境へ配慮した生活に努めます。
事業者	除害施設の設置など適正な排水に努めます。



▲ 下水処理場



▲ 土場ポンプ場

● 個別計画

- ・ 新居浜市公共下水道事業全体計画 平成 15 年度策定<平成 23 年度見直し>
- ・ 新居浜市公共下水道事業計画（変更認可） 平成 17 年度策定<平成 23 年度見直し>
- ・ 東予広域都市計画下水道事業計画（変更認可） 平成 17 年度策定<平成 23 年度見直し>

望ましい姿 安心で安全な水を安定供給します

取組方針

- ①水量面では市内井戸からの取水量を把握しながら地下水の保全とかん養に努め、水質面では水安全計画、浄水処理策を検討し、水質検査計画策定と水質検査を継続して行います。また、別子山地区飲料水供給施設の早期完成を図ります。
- ②管路台帳システムを整備し、アセットマネジメントを導入することにより、より効率的な施設の更新及び耐震化計画を策定・実施していきます。中でも配水池※（新山根、船木、金子山）の更新耐震化に併せて容量を増強するとともに、緊急遮断弁の整備を行い事故や災害等に強い上水道を目指します。また、より効果的な漏水調査により、漏水の早期発見を行い、速やかに修理を実施するとともに塩化ビニール管（本管及び給水管）からポリエチレン管や鋳鉄管等へ布設替を行い、塩ビ管率の低減に努め、漏水防止対策を強化し、有収率の向上、水資源の有効利用を図ります。
- ③水道事業の経営基盤の強化を図るため、未収金の縮減や効率的な資金運用を行い、収益の確保に努めます。また、事務事業の省力化・合理化や組織体制の見直しを行い、費用の縮減に努めます。
- ④24 時間即時対応と専門的な機器の保守点検等を行い、適切な維持管理を実施することにより、工業用水の安定供給に努めます。
- ⑤工業用水道の水質の向上と経営の安定化に努めます。

現況と課題

【上水道】

- ・現在は必要な水源水量を確保できていますが、少雨時期には水源の水位低下が問題となっていることから、水源の保全や計画的な水質検査による安心で安全な水源の確保が必要です。また、別子山地区には、現在浄水場施設が2箇所しかなく、保健衛生基盤の整備・拡充が必要です。
- ・既設管路及び施設の老朽化が進み、地震等の自然災害に対する脆弱性が問題となっており、更新及び耐震化が必要です。また、本市管路の塩化ビニール管比率が高いことによる漏水防止対策が必要です。
- ・長期的な水需要の低迷により、給水収益の減少が予想されることから、安定的な収益の確保、効率的な事業運営と事業コストの縮減が必要です。

【工業用水道】

- ・台風や濁水による濁度上昇に対応するため、24 時間即時対応が必要です。また、施設の老朽化も進んでいるため、計画的な施設の更新や適正な維持管理が必要です。
- ・台風や濁水時に濁度異常※が発生した場合減免措置を行っていますが、サービス低下につながる濁度異常への対策を行うとともに、減免による減収を防ぐ必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■水源取水能力	73,000m ³ /日 （平成 21 年度）	83,100m ³ /日
■耐震対策済配水池容量（累計）	3,660 m ³ （平成 21 年度）	13,560 m ³

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 水源余裕率	49.5% （平成 21 年度）	57.5%
■ 配水池耐震施設率	16.6% （平成 21 年度）	43.7%
■ 有収率	92.1% （平成 21 年度）	95.0%
■ 経常収支比率	113.3% （平成 21 年度）	106.2%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
2-5-1 安心で安全な給水の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・水安全計画の策定 ・水道施設監視システムの更新 ・別子山地区の飲料水の安定供給
2-5-2 上水道の安定供給	○	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画の策定 ・施設及び管路の耐震化 ・アセットマネジメント手法による更新計画の策定
2-5-3 水道事業の経営基盤の強化		<ul style="list-style-type: none"> ・未収金の縮減及び効率的な資金運用 ・事務事業の省力化・合理化及び組織体制の見直し
2-5-4 工業用水道の安定供給		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の保守点検及び維持管理の強化
2-5-5 工業用水道事業の経営基盤の強化		<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道配水設備の適正化

● 協働のまちづくりのための取組

行政	安心で安全な水が飲めるよう、水道施設の整備や適切な維持管理に努めます。
市民	水は限りある資源であることを意識し、有効な水の利用に努めます。
事業者	水は限りある資源であることを意識し、有効な水の利用に努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市水道事業経営変更認可.....平成 22 年度認定
- ・新居浜市水道ビジョン.....平成 22 年度策定



▲リサイクル推進施設搬入状況



▲おいしい水を、子どもたちへ（山根公園噴水）